

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

連 結 結 業 度 . . . 法人名 ()

別表七の二付表五 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	個 別 所 得 金 額 〔(別表四の二付表「46の①」) - (7)又は(別表四の二付表「46の①」) - (7) - (別表四の二付表「46の①」) - (4)) × 0.5〕	9	円	
	私財提供を受けた金銭の額	2					
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3					
	計 (1) + (2) + (3)	4					
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5	円	連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 (別表七の二付表一「9の計」 - 「19の計」)	11	円	
	適用年度終了の時ににおける連結個別資本金等の額 (別表五の二(-)付表一「30の④」) (プラスの場合は0)	6					△
	連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」)	7					
	差引欠損金額等 (5) - (6) - (7)	8					

連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額の調整

発生連結事業年度	調整前の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (別表七の二付表一「9」-「19」)	特定連結欠損金個別帰属額の計算		非特定連結欠損金個別帰属額の計算		連結欠損金個別帰属額からしないものとする金額 (15) + (17)
		(13)のうち特定連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表一「10」-「13」)	特定連結欠損金個別帰属額からしないものとする金額 (当該発生連結事業年度の(14)と((12)-当該発生連結事業年度前の(18)の合計額)のうち少ない金額)	(13)のうち非特定連結欠損金個別帰属額 (13) - (14)	非特定連結欠損金個別帰属額からしないものとする金額 (当該発生連結事業年度の(16)と((12)-当該発生連結事業年度前の(18)の合計額 - 当該発生連結事業年度の(15))のうち少ない金額)	
	13	14	15	16	17	18
. . .	円	円	円	円	円	円
. . .						
. . .						
. . .						
. . .						
. . .						
. . .						
. . .						
. . .						
計						